

「平成26年度以降に係る防衛大綱」に対する所見

2014.2.16 山本 英

- 1 海上優勢、航空優勢を確保するという兵力整備の方針は、四面環海・縦深性のない我が国の防衛の在り方として当然のことといえる。#
- 2 国際情勢、とりわけ周辺諸国の軍事情勢はその通りであろうが、進攻見積もりの分析がない。

国際秩序をつかさどる3つの概念のうち、「力の均衡」(Power Politics が内面)は引き続き大きなウエイトを占めるものの、「国際法の原理」と「国家主権の観念」は、冷戦期よりも比重を増してきている。

第二次大戦後の戦争・紛争は、植民地からの独立闘争、二分された国家の統一を企図した戦争、(朝鮮、ベトナム等)、分離独立を求める紛争、民族対立、宗派対立を根幹とする紛争、領有権争いの紛争(フォーウランド等)国際法違反あるいはテロに対する処罰的戦闘等があったが、「力の均衡」が破れた冷戦構造の崩壊後も覇権闘争とか、主張根拠のない領土拡張あるいは植民地争奪・獲得といった野望の戦争・紛争は生起していない。したがって、第29回国連総会で採択された侵略の定義に該当する行為は、国際正義を無視した行動となり、行動中、後のデメリットは計り知れなく、中国、韓国、露国が領域を主張している島嶼以外に進攻してくる国があるとはとは考えにくい。

- 3 我が国は、6,852の島からなり、本土4島及び沖縄本島を除く、いわゆる離島は6,847島で、そのうち有人島は258である。このうち北方4島と竹島は我が国固有の領土である(戦争で割譲させたものではない)ものの、占有を許しているので、我が方から武力行使をしない限り、軍事衝突は起きないであろう。粘り強く外交交渉で引き渡しを求めるのが我が国の基本方針である。もっとも衝突の可能性のあるのは尖閣諸島であろう。
- 4 中華人民共和国(以下中国と仮称)も、尖閣諸島以外に進攻してくるとは、上記2項に照らして考えにくい。中国は、2003年の人民解放軍政治工作条例の改正により、世論戦+心理戦+法律戦をもって仕掛けてきているが、特に尖閣領有権確保する前段階として国際世論を味方に着ける、すなわち国際正義、進攻の正当性を確保しようとするであろう。これには外交を中心とした総合安全保障政策で、その野望を阻止することが必要であろう。
- 5 仮に、内憂外患的行動で進攻を試みたとしても、周辺海域に海上優勢、航空優勢を確保しておれば、この進攻の意図を砕くことができよう。また、潜搬入を許した場合も、その優勢が維持できれば、相手の補給路は遮断することができるので、有人島でない限り、多くの自衛官の命をかけた上陸作戦は得策とは

言えない。兵糧攻めが効果的である。

6 以上のことから、次を提言したい。

(1) 日米安保を維持しつつ、東アジアのみならずアジア、太平洋の「力の均衡」に配慮した兵力整備が必要である。専守防衛を堅持する大方針の下では、海上、航空優勢を確保することを第一義とすべきである。

並行して統合部隊創設が計画されているが、統合で最も重視すべきは指揮の統合である。戦史では、大本營の戦争指導が統合的になされたものの、陸軍は参謀本部、海軍は軍令部からの命令・指示となり、運用の統一性に欠ける場面が散見されている。自衛艦隊や航空総隊を経由することなく命令・指示ができる統合司令部が必要であろう。

(2) 両用戦の研究が盛んであるが、上陸作戦をしなければならない情勢が生起するとは考えにくい。我が国の兵力整備、運用構想に馴染まないのではなかろうか。国際社会に多くの日本人が進出しており、これらの安全保障の一環として非戦闘員の救出作戦（NEO）を見据えたものでない限り意味がない。

(3) 海上優勢、航空優勢確保のためには、兵力整備だけでなく限られた兵力の効率的な運用が必要となり、そのためには、配備の現状を見直す、基地の **Relocation** が必要である。陸自は西日本にシフトしつつあり、空自も警戒機を前方配備することとしている。海自にあっても、グレイの情勢から魁部隊となるであろう潜水艦部隊、掃海部隊は即応を考慮しての配備が肝要である。その意味から、瀬戸内海は後方部隊としては意味があるものの、特に魁となろう部隊は内海に留まるべきではない。

孫子曰く「兵の型を極めるは無型なり」と。いたずらに過去や現在の型に拘泥することなく、柔軟性をもって創造力を発揮してもらいたいものである。